障発 0 2 0 4 第 2 号 平成 28 年 2 月 4 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」の一部改正について

今般、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の第1の1の(2)で定める様式第1について、別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1	回)	検査日(第2	回)
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・I・Ⅱ Ⅲ・IV・V		なし・I・II III・IV・V	
腹水	なし・軽度 中程度以上 概ね Q		なし・軽度 中程度以上 概ね ℓ	
血清アルブミン値	g/dl		g/dl	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	${ m mg/d}\ell$		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む)	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有 • 無	有 · 無

- 注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
- 注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I ・Ⅱ)	昏睡(∭以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2. 8∼3. 5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0∼3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

- 注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。
- 注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。
- 2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない	O • ×	O • ×
改善の可能性のある 積極的治療を実施	O • ×	O • ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 •	無	実施年月日	年	月	日
抗免疫療法の実施	有 •	無				

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載 は省略可能である。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1	回)	検査日(第2回)				
	年	月 日	年	月 日			
	状態	点数	状態	点数			
肝性脳症	なし・I・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・V		なし・I・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・V				
腹水	なし・軽度 中程度以上 概ね Q		なし・軽度 中程度以上 概ね ℓ				
血清アルブミン値	g/dl		g/dl				
プロトロンビン時間	%		%				
血清総ビリルビン値	${ m mg/d}\ell$		mg/dℓ				

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、ブロトロンビ ン時間、血清絵ビリルビン値)	有 · 無	有 • 無

- 注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
- 注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・Ⅱ)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8∼3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0∼3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

- 注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。
- 注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない	O • ×	O • ×
改善の可能性のある 積極的治療を実施	O • ×	O • ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有	•	無	実施年月日	年	月	日
抗免疫療法の実施	有	•	無				_

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載 は省略可能である。

4 補	前完的な肝機能診断、症状に	影響する病歴、日	常生活活動の)制限				
		血清総ビリルビ	ン値5.0mg/dℓ	以上		+		źπ.
		検査日	年	月	日	有		無
	5-2-2-5-5-2-5-1-1-4% A1-2-5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	血中アンモニア	濃度150µg/dℓ	以上		+		fπr.
	補完的な肝機能診断	検査日 年 月	日	有	•	無		
		血小板数50,000	/mm³以下			+		ÁTIT.
		検査日	年	月	日	有	•	無
		原発性肝がん治	療の既往			有		無
		確定診断日	年	月	日	有	•	Ж.
		特発性細菌性腹	膜炎治療の既	往		有		無
		確定診断日	年	月	日	′用		////
	症状に影響する病歴	胃食道静脈瘤治	胃食道静脈瘤治療の既往					無
		確定診断日	年	月	日	有		7111
		現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続 的感染						無
		最終確認日	年	月	日			
		1日1時間以上のの強い倦怠感及				有	•	無
	日常生活活動の制限	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔 気が月に7日以上ある				有	•	無
		有痛性筋けいれ	んが1日に1回	以上ある		有	•	無
					Т			
		該当個数					個	
		補完的 症状に]な肝機能診断 影響する病歴(「又は の有無		有	•	無

4	補完的な肝機能診断、	症状に影響する病歴、	日常生活活動の制限
---	------------	------------	-----------

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dl以上				+		đị.
	検査日	年	月	月	有	•	無
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上				有		無
	検査日	年	月	日	Ή		<i>ym</i>
	血小板数50,000	有		無			
	検査日	年	月	日	,H		<i>ym</i>
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往				有		無
	確定診断日	年	月	日	´Ħ		7///
	特発性細菌性腹		有		無		
	確定診断日	年	月	日	, H		7111
	胃食道静脈瘤治療の既往				有		無
	確定診断日	年	月	日	, H		<i>////</i>
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続 的感染				有		無
	最終確認日	年	月	日			
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほど の強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある				有	•	無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔 気が月に7日以上ある				有	•	無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある				有	•	無

該当個数				個
補完的な肝機能診断又は 症状に影響する病歴の有無	有	•	無	